

森づくりのための新たな財源の検討について

分担金・負担金	1
使用料	1
手数料	2
寄附金	2
県税	3
その他の方式について		
・市民ファンド（コミュニティ・ファンド）	4
・地域通貨	5

森づくりのための新たな財源の検討について

分担金・負担金

〔具体的内容の特徴〕

- ・国又は地方公共団体が行う特定の事業に要する経費に充てるため、その事業に特別の関係のある者に対して課するものです。

負担金は分担金とほぼ同様の概念で用いられており、両者の使い分けは必ずしも明確ではありません。

- ・特定の事業の実施により、特に利益を受ける個人や団体から、その受益の限度において徴収するもので、その受益が不特定多数又は県全体に及ぶ場合は分担金を徴収できません。

〔具体例〕

- ・県営かんがい排水事業分担金（受益の及ぶ市町村から 10%の負担金、一定の受益面積のある農家から 15%の分担金を徴収）
- ・県営林道整備事業負担金（受益の及ぶ市町村から 10%の負担金を徴収）

〔森づくりに係る新たな財源としての検討の視点〕

- ・森林には、災害防止や水源涵養、二酸化炭素吸収などの公益的機能があると認められており、県民全体がその受益を享受していますので、相手を特定する分担金・負担金にはなじまないものと考えられます。

使用料

〔具体的内容の特徴〕

- ・行政財産や公の施設の利用に対し、その受益の実費負担として徴収するものです。

行政財産：公用又は公共用に供している財産（例：県庁舎、議事堂）。

公の施設：住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため設けられた施設（例：中央植物園、近代美術館）。

〔具体例〕

- ・少年自然の家使用料
- ・県民会館使用料

〔森づくりに係る新たな財源としての検討の視点〕

- ・ 県内の森林のうち、県有林は 5%程度であり、それ以外の森林からは県は使用料を徴収することはできません。
- ・ 森林から受ける公益的効果は、利用の対価とは位置付けられないと考えられます。

手数料

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収するものです。

〔具体例〕

- ・ 旅券センター（旅券取得）手数料
- ・ 納税証明書手数料

〔森づくりに係る新たな財源としての検討の視点〕

- ・ 森林から受ける公益的効果は、特定の者に対する役務の提供とは位置付けられないと考えられます。

寄附金

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 相当の対価を求められることなく任意に支払われる金銭のことです。
- ・ 直接、間接問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収することができません。

〔具体例〕

- ・ 一般寄附金（団体、個人等）

（参考）

（社）とやま緑化推進機構では、森林の整備や緑化の推進などに活用している「緑の募金」があります。

〔森づくりに係る新たな財源としての検討の視点〕

- ・ 収入源としては不安定であり、継続的な事業の財源としてはなじみません。

県税

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 県税は、県が公共サービスを提供するための資金を得る目的で、反対給付なしに、法律・条例の定めに基づいて徴収することができるものです。
- ・ 他の財源と異なり、直接的な反対給付を伴いません（特定の費用に充てるための税として「目的税」があります）。
- ・ 一定の財源を継続的、安定的に確保することができます。

〔具体例〕

- ・ 個人県民税
- ・ 法人事業税
- ・ 自動車税
- ・（「目的税」では自動車取得税）

〔森づくりに係る新たな財源としての検討の視点〕

- ・ 森林の公益的機能を県民全体で享受しているという観点からも、その公益的機能を県民全体で広く負担するという考え方が必要です。
- ・ 税を負担する県民に対し、この財源で何をするのか、負担の必要性を説明し、受け入れられることが前提となります。
- ・ 県税により賄う事業の効果は、県民全体が享受できることが必要です。
- ・ 新たに税を課する方法としては、既存税目の税率引き上げ（超過課税）、新税の創設（法定外税）の2つの方法が考えられます。

（参考）

先行県では、森づくりに係る新たな財源としては、県民からの幅広い負担や簡素・公平の観点、徴税コストが小さいことなどから、全て超過課税方式を行っています。

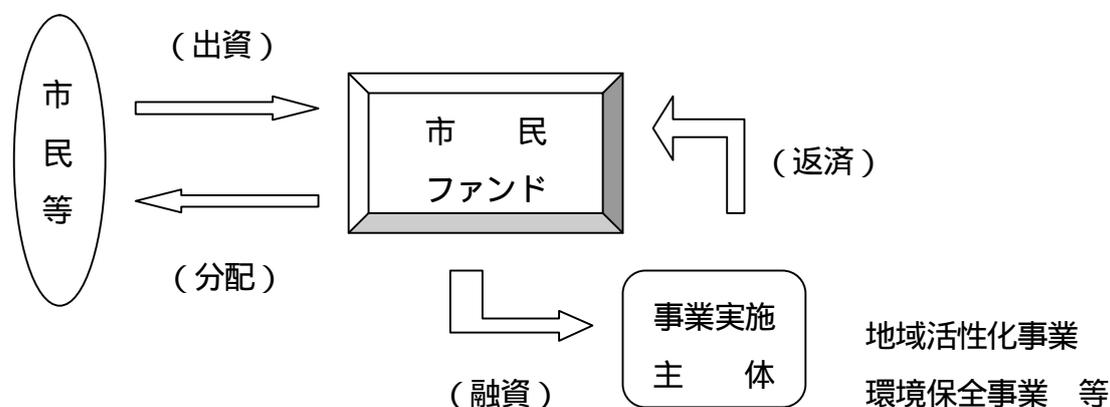
その他の方式について

(1) 市民ファンド(コミュニティ・ファンド)

概要と主な特徴

- ・地域資源や特性を生かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営する投資方式と住民等から寄附を募り、地域活動に助成する寄附方式に大別されます。

市民ファンドの基本的な仕組み



具体例

- ・NPO法人北海道グリーンファンド

市民の出資によって風力発電施設を建設し、その売電収益を出資者に還元

森づくりに係る新たな財源としての検討の視点

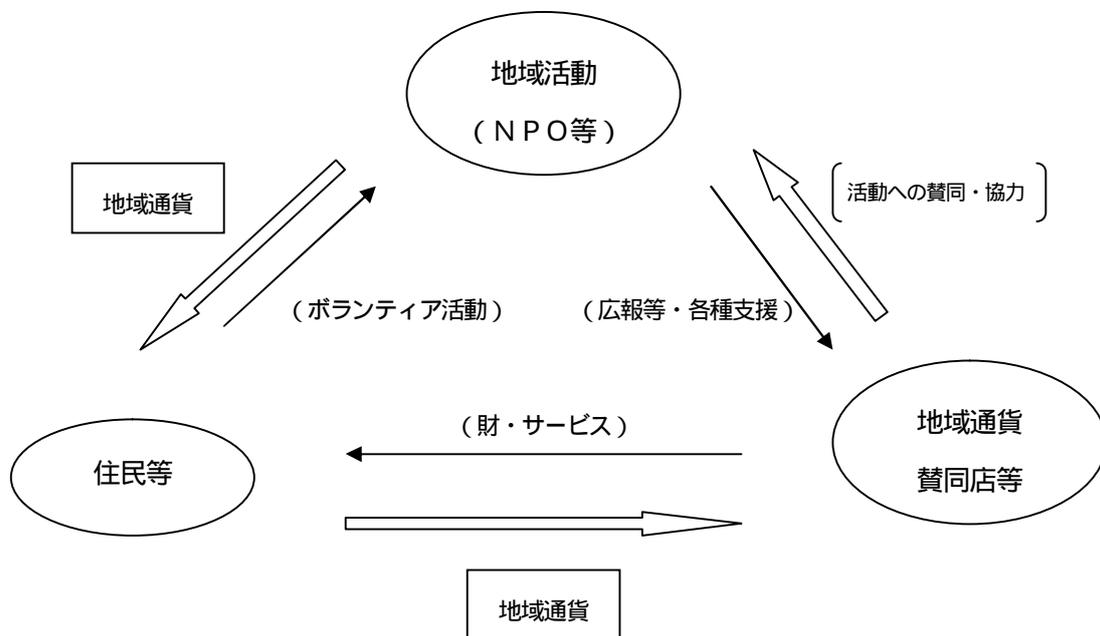
- ・投資方式は、基本的に収益が捻出できる事業であることが必要となります。
- ・寄附方式の場合、財源としての寄附は、強制力がなく、不安定です。
- ・市民ファンドを管理・運営する団体等が必要となります。

(2) 地域通貨

概要と主な特徴

- ・地域通貨とは「特定の地域やコミュニティの中で流通する価値の媒体」と定義されています（(財)地域活性化センター・地域通貨モデルシステム検討委員会）。
- ・地域におけるコミュニティ活動やボランティア活動の対価として利用され、これらの活動を支えるものと期待されています。

地域通貨の基本的な仕組み



具体例

- ・「夢たまご」(富山社会人楽塾)
会員間での各種ボランティア活動の対価として使用

森づくりに係る新たな財源としての検討の視点

- ・新たな財源というよりも、地域活性化の側面が大きなメリットと考えられます。
- ・地域通貨は比較的狭い地域で展開されるものです。
- ・地域通貨を管理・運営する団体等が必要となります。
- ・協力店舗の理解が必要となります。

法定税と法定外税について

課税方式	制度の概要及び特徴	受益と負担の関係	納税義務者	賦課徴収費用	主な実施例
法定税 超過課税	<ul style="list-style-type: none"> ・財政上その他の必要があると認める場合に（ある政策目的の達成のため等）、標準税率（通常の税率）とは異なる税率で課税することができます。 ・新たな税率の設定において、総務大臣に協議、同意は必要ありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税を負担する者と受益を受ける者が必ずしも直接的に結びつく必要がありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・超過課税を実施する既存税の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・少ない。 <p>既存の税システムやノウハウ等の活用が可能なため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税均等割超過課税及び法人県民税均等割超過課税（いわゆる森林環境税）（高知県、岡山県等 17 県）
法定外税 普通税	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に規定されている普通税以外に、新たな税（普通税）を課することができます。 ・新たな税をもうける場合には、総務大臣に協議し、同意を得ることが必要です。 		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として自由に設定可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・多い。 <p>新たに税システム費用や人的配置、維持費用等が発生するため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料関連の税（北海道、福島県等 13 道県）
法定外税 目的税	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で定める特定の費用に充てるため、地方税法に規定されている目的税以外に、あらたに法定外目的税を課することができます。 ・新たな税をもうける場合には、総務大臣に協議し、同意を得ることが必要です。 <p>平成 12 年度に新たに創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税を負担する者に受益が及ぶ必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該税を財源とするサービスを楽しむ受益者 		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物関連の税（三重県、岡山県等 21 府県）